

公立保育園民営化ガイドラインの項目別ポイント

項目	ポイント
ガイドラインの理念	◆理念の記載をしていくか。
ガイドラインの目的	◆他市では、民営化を進める背景や目的といった内容を含めて記載する市（立川市・日野市・狛江市）とガイドラインとは何かという部分のみを記載する市（府中市・小平市・東村山市・国分寺市・稲城市・羽村市・世田谷区）がある。 ◆ガイドラインの目的として、どの程度記載していくか。
民営化の目的	◆立川市では、民営化の目的を項目立てしている。ガイドラインの項目として、項目を設けるかどうか。
民営化の進め方	◆記載のある3市において、この項目に記載されている事項は、その他の市では、他の項目で記載されている内容である。 ◆「民営化の進め方」という項目で記載をするか。
対象園の選定と実施時期	◆民営化する園が決定している市では、その園名とその理由を記載している。 ◆本市のように、園の決定がない市においては、決定後速やかに公表することや、移行日の何年前に決定するなどの記載となっている。（立川市・府中市・世田谷区） ◆ガイドラインに記載していくか。
民営化の手法 方式	◆本市において検討を進めている方式は、他市と同様に「民設民営」方式である。 ◆民設民営方式による特徴を記載している市もある。
民営化の手法 運営主体	◆先の答申において、最初の1園の移管先は「実績ある社会福祉法人」としている。 ◆他市では、社会福祉法人にした理由についても記載している市がある。
民営化の手法 財産（土地・建物・備品等）	◆民営化する保育園によって、状況が異なってくる。現状の公立4園は、土地については、市有地、都有地、UR所有地となっている。 ◆対象園が未決定のため、記載するか。記載するとしたら、どのような記載とするか。

項目	ポイント
民営化の手法 事業者の募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆先の答申において、最初の1園は、「公募により実績ある社会福祉法人」に移管することとしている。 ◆応募者に配慮し、募集期間を最低何か月設けるかを記載している市がある。
民営化の手法 事業者の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者選定のための選定委員会を設置することを記載している市が多い。 ◆選定委員会の構成メンバーまで記載している市もある。 ◆事業者による企画提案方式（プロポーザル）により選定する旨を明記している市が多い。 ◆選定基準を満たさなかった場合の対応について記載している市もある。（府中市） ◆選定委員会等の公開・非公開について明記している市もある。（狛江市）
民営化の手法 事業者の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者選定委員会での選定の際の基本的な考え方を記載している市と、後述の「募集の条件」の項目がなく、選定基準のなかで条件についても細かく示している市もある。 ◆事業者を選定する際の基準として、どのような視点を持つておくべきか。記載内容は、「募集の条件」の項目との整理が必要である。
民営化の手法 募集条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆募集にあたっての条件については各市ボリュームに差がある。 ◆主な内容は、全般的な項目、職員配置についての項目、保育の内容、時間などについての項目、引継ぎに関する項目など多岐にわたっており、各市でその記載レベルについては差がある。 ◆引継ぎに関する項目は、別途大項目を設けて記載している市もある。
民営化の手法 事業者の決定と公表	<ul style="list-style-type: none"> ◆どのように最終的に決定されるかの記載や、決定した際の公表について記載されている。 ◆事業者の決定から移行までの最低期間を明記している市もある。
民営化の手法 移管のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ◆民営化する保育園が決定している市では、何年度に何をするのかを表にしている。 ◆民営化する園が決定していない市は、スケジュール表がない。 ◆当市も民営化園が未決定の段階でのガイドラインとなることから、記載する場合には、年度を記載しないで、各段階で概ね要する期間を示したスケジュールとなる。ガイドラインの段階で記載をしていくか。
引継ぎ 移管計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ◆移行までの準備期間を明示したり、移行計画を策定して民営化を進めることを項目を設けて記載したりしている。 ◆「移管のスケジュール」の項目との統合も考えられる。
引継ぎ 保育内容の継承	<ul style="list-style-type: none"> ◆各市とも、現在の公立保育園の保育内容を引き継ぐことを前提とすることが記載されている。 ◆当市においても、先の答申を踏まえ、現在の公立保育園の保育内容を引き継ぐことが基本となる。 ◆募集の条件の項目において、まとめて整理されている市もある。 ◆ガイドラインにおいて、どの程度まで詳細に記載していくべきか。

項目	ポイント
引継ぎ 三者協議	<ul style="list-style-type: none"> ◆各市とも、市・保護者・事業者により三者協議会を設けることが基本にあり、当市においても、先の答申を踏まえ、三者協議会を設置していくことが基本となる。 ◆「募集の条件」の項目において、まとめて整理されている市もある。
引継ぎ 合同保育	<ul style="list-style-type: none"> ◆各市とも、合同保育を実施する理由などを含め記載がある。 ◆当市においても、先の答申を踏まえ、合同保育期間を設けていくことが基本であり、その保育期間については、各市で差がある。 ◆合同保育における注意点などを記載している市もある。（狛江市）
引継ぎ 市による支援及び進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆引継ぎが計画どおりに進まない場合などの市による改善や指導について記載されている。
民営化後 三者協議の継続	<ul style="list-style-type: none"> ◆三者協議会について、民営化後も一定期間は継続して開催していくことが明記されている。 ◆民営化後の課題等を三者協議会で確認し、解決に向けて三者で努力していくことが記載されている。
民営化後 評価と公表	<ul style="list-style-type: none"> ◆民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価の実施と公表について記載がある。 ◆民営化後の保育内容について保護者アンケートの実施について記載している市がある。
民営化後 市の確認・点検・支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆民営化前の公立保育園の保育士を派遣するなどの支援について記載している市がある。 ◆保育士の研修や人材育成について記載している市がある。 ◆課題発生時に、市が解決に向けた指導や支援を行うことについて記載している市がある。
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ◆民営化後の苦情について、その解決の仕組みとして、中立・公正な立場の第三者委員を設置することを義務付けている市がある。 ◆規定がない市も多い。
転園希望	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たな事業者に移管された際に、在園する児童について、転園希望がある場合には優先措置をすることを明記している市もある。
職員の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在の公立保育園に勤務する非常勤職員の継続雇用について記載している市がある。 ◆正規職員について配置換え等による処遇安定について記載している市がある。（東村山市）